

総 合 評 価 書

振り込め詐欺対策の推進

平 成 2 4 年 3 月
国家公安委員会・警察庁

目 次

はじめに	1
第1章 評価の対象とした政策等	1
第1 振り込め詐欺対策	1
第2 評価の対象とした政策	2
第3 評価の観点	2
第4 効果の把握の手法及びその結果	3
第5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
第6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	3
第7 政策所管課及び評価を実施した期間	3
第2章 各施策の効果の把握の手法及びその結果	3
第1 振り込め詐欺の検挙の徹底	3
第2 不正に流通する預貯金口座対策	6
第3 不正に流通する携帯電話対策	12
第4 その他の犯行ツール対策	18
第5 被害予防対策	23
第3章 評価の結果及び政策への反映の方向性	32
第1 振り込め詐欺の検挙の徹底	32
第2 不正に流通する預貯金口座対策	32
第3 不正に流通する携帯電話対策	32
第4 その他の犯行ツール対策	33
第5 被害予防対策	33
第6 総括	34
終わりに	38

総合評価書「振り込め詐欺対策の推進」

はじめに

国家公安委員会及び警察庁は、「平成23年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、行政課題「振り込め詐欺対策の推進」について、総合評価方式による評価書を作成することとしている。本評価書は、同計画に基づき、推進してきた振り込め詐欺に関する諸対策の効果を明らかにし、その問題点を分析することにより、今後の振り込め詐欺対策の在り方の検討に資するために作成したものである。

第1章 評価の対象とした政策等

第1 振り込め詐欺対策

振り込め詐欺（注）については、平成15年夏ころからオレオレ詐欺の形態で目立ち始め、16年には、架空請求詐欺及び融資保証金詐欺が加わって増加し、認知件数は2万5,667件、被害額は283億8,000万円に上り、19年までの4年間の被害総額は1,000億円を超えた。

これに対し、20年6月、警察庁に次長を長とする「振り込め詐欺対策室」を設置するとともに、各都道府県警察に、振り込め詐欺対策の実務的な責任者となる「司令塔」を設置し、同年7月には、法務省と共同して、「振り込め詐欺撲滅アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を策定・公表するなどし、以来、全国警察が一体となった取締活動及び官民一体となった予防活動を強力に推進してきた。

（注） 振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の4類型の総称のことで、それぞれの具体的な手口は、以下のとおりである。

○ オレオレ詐欺

親族を装うなどして電話をかけ、会社における横領金の補填金等の様々な名目で現金が至急必要であるかのように信じ込ませ、動転した被害者に指定した口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺。

○ 架空請求詐欺

架空の事実を口実に金銭の支払いを請求する文書等を送付して、指定した口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺。

○ 融資保証金詐欺

融資を受けるための保証金の名目で、指定した口座に現金を振り込ませるなどの手口による詐欺。

○ 還付金等詐欺

市区町村の職員等を装い、医療費の還付等に必要な手続を装って現金自動預払機（ＡＴＭ）を操作させて口座間送金により振り込ませる手口による電子計算機使用詐欺。

第２ 評価の対象とした施策

本政策評価では、これまで推進してきた各種の施策を評価の対象とした。
具体的な施策については次のとおりである。

- | | |
|----|---------------------------------|
| 第１ | 振り込め詐欺の検挙の徹底 |
| 第２ | 不正に流通する口座対策 |
| １ | 不正な口座の開設等に対する検挙活動の推進 |
| ２ | 口座凍結依頼の実施 |
| ３ | 凍結口座名義人リストの運用 |
| 第３ | 不正に流通する携帯電話対策 |
| １ | 不正な携帯電話の契約等に対する検挙活動の推進 |
| ２ | 契約者確認の求めの実施 |
| ３ | 犯行に利用されたレンタル携帯電話に対する解約依頼の実施 |
| ４ | 偽変造運転免許証情報提供制度の運用 |
| 第４ | その他の犯行ツール対策 |
| １ | 郵便物受取サービス事業者に対する解約依頼の実施 |
| ２ | 詐取金送付先リストの公表 |
| ３ | 電話転送サービス事業者に対する解約依頼の実施 |
| 第５ | 被害予防対策 |
| １ | 国民一般を対象とした広報啓発活動の推進 |
| ２ | 被害者層に応じた広報啓発活動の推進 |
| ３ | 関係事業者等との連携等による官民一体となった被害予防活動の推進 |

第３ 評価の観点

本政策評価においては、主に振り込め詐欺対策に関する施策が有効であるかという観点から評価を行い、問題等のある施策があればその原因を明らかにし、今後の振り込め詐欺対策の在り方を示すことを目的とした。

第4 効果の把握の手法及びその結果

効果の把握の手法及びその結果については、各施策別に、第2章に記載することとした。

第5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

この報告書は、平成24年2月17日に開催した警察庁政策評価研究会において、報告書の記載内容や記載方法等について、意見を聴取した上で作成した。

第6 評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

警察庁が取りまとめている業務統計等を使用した。

第7 政策所管課及び評価を実施した期間

1 政策所管課

刑事局捜査第二課、生活安全局生活安全企画課

2 政策を評価した期間

振り込め詐欺対策室を設置した平成20年6月11日から23年12月31日までの間とした。

ただし、業務統計を用いて評価する場合は、原則として20年1月1日から23年12月31日までとした。

第2章 各施策の効果の把握の手法及びその結果

第1 振り込め詐欺の検挙の徹底

1 施策の目的

振り込め詐欺の犯行を現に繰り返している犯行グループに対する検挙活動を推進することで、被害の拡大を防止すること。

2 取組の内容

警察においては、「受け子」(注1)や「出し子」(注2)等の現場実行犯の検挙を徹底するとともに、これら現場実行犯を検挙した際には、犯行グループの中核である指示役への突き上げ捜査を徹底することで、犯行グループを壊滅させ、犯罪の実行を停止させることを目指して検挙活動を推進している。

具体的には、都道府県警察において、振り込め詐欺対策に専従する組織の設置や要員の確保を図るほか、刑事部門、生活安全部門を統括する職員に、振り込め詐欺対策における「司令塔」の役割を担わせ、部門横断的な集中取締体制を構築すること等によって、体制の強化を図り、振り込め詐欺の犯行グループに対する検挙活動を推進している。

また、警察庁においては、平成20年6月に設置した「振り込め詐欺対策室」において、関係機関・団体や各都道府県警察から集約した情報を都道府県警察に還元し、戦略的な検挙活動を図るとともに、内偵段階から都道府県警察間の合同・共同捜査を積極的に調整している。

(注1) 振り込め詐欺の被害者から直接現金やキャッシュカードを受け取る役割の者。

(注2) 振り込め詐欺の犯行グループが指定した口座に被害者が振り込んだ現金を引き出す役割の者。

3 取組の効果を把握する方法

振り込め詐欺の検挙状況（検挙件数、検挙人員、検挙率）及び検挙事例を把握することとした。

4 取組の効果を把握した結果

(1) 振り込め詐欺の検挙状況

上記取組の結果、振り込め詐欺の検挙状況は、平成20年から23年までの平均が、検挙件数は4,422件、検挙人員は787人であり、統計を遡ることができる16年から19年までの平均に比べ、1,948件（78.7%）、141人（21.8%）増加した。また、20年から23年までの4年間の検挙率は43.4%であり、16年から19年までの4年間の検挙率に比べ、31.7ポイント増加した。

【振り込め詐欺の検挙状況等】

	16年	17年	18年	19年	16～19年 (平均)	20年	21年	22年	23年	20～23年 (平均)
認知件数	25,667	21,612	19,020	17,930	21,057	20,401	7,940	6,637	6,255	10,178
うちオレオレ詐欺	14,874	6,854	7,093	6,430	8,813	7,615	3,057	4,418	4,628	4,930
被害総額(億円)	283.8	251.5	254.9	251.4	260.4	275.9	95.8	100.9	127.8	150.1
うちオレオレ詐欺	191.3	128.6	146.8	145.3	153.0	155.2	52.0	79.2	106.2	98.2
1件当たりの被害額 (万円)	140.5	126.8	136.6	142.3	136.6	137.1	133.9	155.9	213.8	160.2
うちオレオレ詐欺	201.0	226.4	215.9	230.7	218.5	209.5	177.7	185.6	248.9	205.4
検挙件数	1,305	2,539	2,974	3,079	2,474	4,400	5,669	5,189	2,430	4,422
検挙人員	548	819	761	454	646	699	955	686	807	787
検挙率(%)	5.1	11.7	15.6	17.2	-	21.5	77.2	78.2	38.8	-

(注) 平成23年中の数値は暫定値

(注) 認知件数には未遂の認知件数を含む。

(注) 1件当たりの被害額は、被害総額を既遂の認知件数で除したもの。

評価対象期間における振り込め詐欺の検挙件数、検挙人員及び検挙率は、いずれも16年から19年までの平均と比べて増加している。一方、評価対象期間における認知件数及び被害総額については、いずれも16年から19年までの平均と比べて減少している。

以上から、振り込め詐欺に対する検挙を徹底したことにより、被害の拡大を一定程度防止したものと認められる。しかしながら、23年の振り込め詐欺の検挙率が前年に比べて大幅に減少していること、1件当たりの被害額が大きいオレオレ詐欺の認知件数が22年から2年連続で増加しており、振り込め詐欺撲滅の阻害要因となっていることから、被害を抑止するための検挙活動の一層の強化が今後の課題といえる。

(2) 振り込め詐欺の検挙事例

以下の事例は、警察庁が集約した被害情報を関係県警察に還元し、都道府県警察による合同・共同捜査を推進させたことが功を奏して検挙に結びついたものである。

ア オレオレ詐欺の検挙事例

無職の男(23)らは、平成21年10月ころ、警察官を装い被害者方に電話をかけ、「埼玉県警のヤマダです。警察で詐欺犯人を捕まえました。その犯人の中に銀行員がいたのですが、あなたの通帳から20万円引き出したと犯人が言っています。」「そのカードは使えないので、口座番号を変更するために古いカードを取りに行きます。」などとうそを言い、金融庁職員を装って被害者方へ赴き、同人からキャッシュカードをだまし取り、同日、金融機関において、同キャッシュカードを使用し、現金自動預払機から現金合計約198万円を窃取した。23年7月までに、犯行グループのメンバー合計17人を検挙した（静岡・福島・茨城・徳島・愛媛・宮城・埼玉・神奈川・新潟・福井・山形・富山）。

イ 架空請求詐欺の検挙事例

会社役員の男(56)らは、平成22年12月ころ、被害者に電話をかけ、「あなたが受講されている通信教育のことなんですが、前期分しか終了していません。後期分100万8,000円でお勉強を続けていただくか、49万8,000円のマニュアルに換えることで、終了することが出来ます。頭金で25万円、残りはクレジットでもいいですよ。」などとうそを言い、現金25万円を交付させてだまし取った。23年9月までに、犯行グ

ループのメンバー合計6人を検挙した（石川・富山）。

ウ 融資保証金詐欺の検挙事例

飲食店従業員の男(29)らは、平成21年3月ころ、虚偽の事実を記載したダイレクトメールを見て100万円の融資を申し込んできた被害者に対し、電話で、「200万円融資することもできます。返済能力を確認する必要があるので18万4,000円を振り込んで下さい。このお金は融資と同時に全額返済します。」などとうそを言い、8回にわたり、現金合計約353万円を振り込ませてだまし取った。22年2月までに、犯行グループのメンバー合計11人を検挙した（岩手・茨城・三重）。

エ 還付金等詐欺の検挙事例

無職の男(32)らは、平成20年1月ころ、あらかじめ同人らの指示に従えば医療費の還付金を受領できると誤信させていた被害者に指示し、同被害者に、同人名義のキャッシュカードを銀行の現金自動預払機に挿入させて同機を作動させ、同銀行に設置された電子計算機に対し、被害者名義の預金口座から、被疑者らが管理する預金口座に約33万円を振込送金したとする虚偽の情報を与えさせ、同人らが管理する預金口座の残高を増加させて財産権の得喪・変更に係る不実の電磁的記録を作り、約33万円相当の財産上不法の利益を得た。22年2月までに、犯行グループのメンバー合計8人を検挙した（兵庫・富山）。

第2 不正に流通する口座対策

1 施策の目的

振り込め詐欺の犯行に利用される架空・他人名義の口座に対する検挙活動、口座凍結依頼の実施及び凍結口座名義人リストの運用を推進することで、被害の拡大を防止すること。

2 取組の内容

(1) 不正な口座の開設等に対する検挙活動の推進

振り込め詐欺の被害者を抑止するためには、現に犯行を繰り返す犯行グループを検挙するだけではなく、匿名性の高い犯行ツールである架空・他人名義の口座の不正な流通を遮断する必要がある。

警察では、他人に譲渡する目的を秘して金融機関から通帳・キャッシュカードをだまし取る詐欺罪及びだまし取られた通帳等であることを知りながら譲り受ける盗品譲受け等罪や、口座の譲渡し・譲受け等を規制する犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以

下「犯罪収益移転防止法」という。)を積極的に適用して、振り込め詐欺を助長する不正な口座の開設等に対する検挙活動を推進している。

(2) 口座凍結依頼の実施

犯行に利用された口座の利用を速やかに停止し、被害財産を保全するとともに、同一の口座が再度犯罪に利用されることを防止するため、振り込め詐欺の被害を認知した警察署では、当該被害に係る口座を管理する金融機関に対して、口座凍結依頼を実施している。

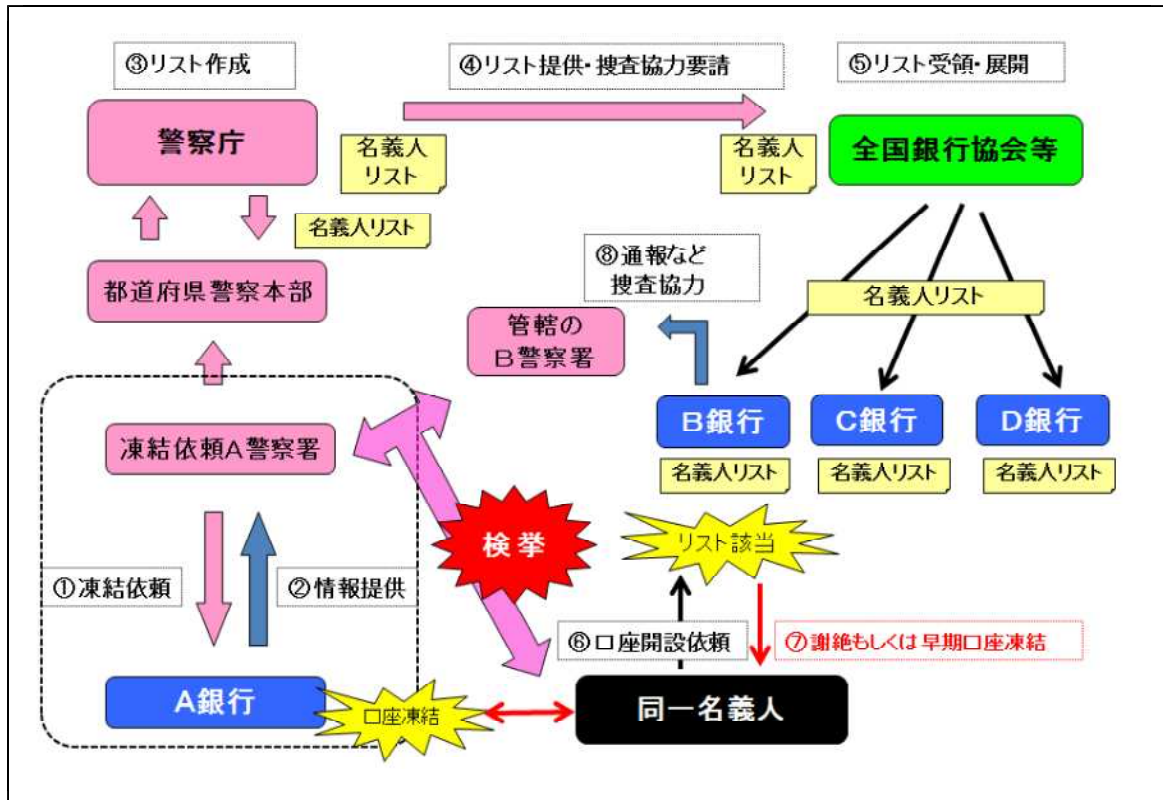
なお、口座凍結依頼については、警察庁と金融庁、全国銀行協会等の関係機関・団体の間で、各金融機関が定める預貯金取引に関する約款に基づき口座の凍結措置を執ることで合意がなされ、平成15年9月、全国銀行協会等の金融団体に対する金融庁の要請により、金融機関全体の取組として講じられてきたところ、20年6月に、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）が施行されたことにより、明確な法的根拠を有するものとなった。

(3) 凍結口座名義人リストの運用

上記(2)のとおり、警察では振り込め詐欺の被害を認知した際には、当該被害に係る口座の凍結依頼を金融機関に対して実施してきたが、金融機関は数多く存在し、一の金融機関で口座凍結措置を講じたとしても、他の金融機関では、凍結措置が講じられた情報が共有されず、同一名義人による複数の金融機関にわたる不正な口座の開設を適切に防止することができなかった。

こうした状況を受け、警察庁では、平成21年1月から、都道府県警察において凍結依頼を行った口座の名義人に係る情報を集約して、「凍結口座名義人リスト」を作成し、これを全国銀行協会等の金融団体等に提供し、金融団体では、このリストを加盟金融機関に提供している。これにより、各金融機関において、リストに登載された名義人から新規の口座開設の申込みがあった場合には、これを謝絶するとともに、最寄りの警察署へ情報を提供し、警察において被疑者の検挙を図る取組を推進している。

【凍結口座名義人リスト運用の概要】



3 取組の効果を把握する方法

(1) 不正な口座の開設等に対する検挙活動の推進

口座詐欺及び犯罪収益移転防止法違反等の検挙状況（検挙件数、検挙人員）及び検挙事例を把握することとした。

(2) 口座凍結依頼の実施

振り込め詐欺に利用された口座に対する凍結依頼の実施状況（口座凍結依頼件数）を把握することとした。

(3) 凍結口座名義人リストの運用

凍結口座名義人リストに基づく通報を端緒とした検挙状況を把握することとした。

(4) 口座を利用した犯行手口の認知件数の推移

口座を利用した犯行手口の認知件数及び振り込め詐欺に利用された口座数を把握し、上記2(1)から(3)までの取組の効果を評価することとした。

4 取組の効果を把握した結果

(1) 不正な口座の開設等に対する検挙活動の推進

ア 不正な口座の開設等に係る検挙状況

口座詐欺及び盗品譲受け等の検挙状況は、平成20年から23年までの平均が、検挙件数は2,812件、検挙人員は1,155人であり、16年から19年までの平均に比べ、1,275件（83.0%）、315人（37.5%）増加した。

また、金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「本人確認法」という。）違反及び犯罪収益移転防止法違反の検挙状況は、20年から23年までの平均が、検挙件数は858件、検挙人員は614人であり、18年及び19年の平均に比べ、665件（344.6%）、472人（332.4%）増加した。

【口座詐欺等及び犯罪収益移転防止法等違反の検挙状況】

	16年	17年	18年	19年	18～19年 （平均）	20年	21年	22年	23年	20～23年 （平均）
認知件数	25,887	21,612	19,020	17,930	21,057	20,481	7,340	6,837	6,255	10,178
被害総額（億円）	283.8	251.5	254.9	251.4	260.4	275.9	95.8	100.9	127.8	150.1
口座詐欺	検挙件数	1,885	1,222	1,558	1,602	1,437	2,849	3,778	2,288	2,751
	検挙人員	597	866	818	700	745	1,023	1,439	925	1,111
盗品譲受け等	検挙件数	95	148	108	48	100	81	83	40	61
	検挙人員	84	161	84	40	95	57	50	36	44
合計	検挙件数	1,460	1,370	1,666	1,650	1,537	2,930	3,861	2,328	2,812
	検挙人員	881	1,027	912	740	840	1,080	1,489	961	1,155
本人確認法 犯収法	検挙件数	-	-	183	203	193	485	910	748	858
	検挙人員	-	-	145	139	142	279	648	550	614

（注）本人確認法違反に係る検挙状況は、平成18年1月以降、警察庁刑事局捜査第二課に報告があったものを計上した。

（注）犯罪収益移転防止法違反に係る検挙状況は、平成20年3月以降、警察庁刑事局捜査第二課に報告があったものを計上した。

（注）従前、本人確認法違反として検挙してきた犯罪のうち、平成20年3月1日以降に敢行されたものについては、犯罪収益移転防止法の全面施行により同法違反として検挙している。

（注）平成23年中の数値は暫定値である。

イ 検挙事例

下記の事例は、検挙により口座の不正な流通の遮断に寄与したものである。

(7) 口座詐欺事件

会社員の男(38)らは、平成22年10月ころ、不正に入手した第三者名義の健康保険証を使用して同人になりすまし、預金口座の開設並びにこれに伴う預金通帳及びキャッシュカードの交付を申し込み、預金通帳等をだまし取った。23年7月までに犯行グループのメンバー合計5人を検挙した（愛知）。

(イ) 犯罪収益移転防止法違反（有償譲渡）事件

店員の女(51)は、平成22年11月ころ、30万円の融資を後日受ける約束で、同女名義のキャッシュカード1枚及び同カードの暗証番号を記したメモ1枚を都内の私設私書箱宛てに送付し、氏名不詳者に有償で譲り渡した。23年2月までにこの女を検挙した（新潟）。

(2) 口座凍結依頼の実施

振り込み詐欺に係る口座凍結依頼件数は、平成20年から23年までの平均が1万4,493件であり、16年から19年までの平均に比べ1万746件（42.5%）減少した。

【認知件数と口座凍結依頼の実施状況】

	16年	17年	18年	19年	16～19年 （平均）	20年	21年	22年	23年	20～23年 （平均）
認知件数	25,667	21,612	19,020	17,930	21,057	20,481	7,340	6,637	6,255	10,178
被害総額（億円）	283.8	251.5	254.9	251.4	260.4	275.9	95.8	100.9	127.8	150.1
口座凍結依頼件数	23,468	26,448	26,520	24,519	25,239	31,079	11,590	7,805	7,498	14,493

（注）警察庁に報告があったものを計上した。

（注）複数の都道府県警察が同一の口座について凍結を依頼した場合、それぞれ1件として計上している。

（注）口座凍結依頼件数については、平成16年から19年までの平均及び20年から23年までの平均のいずれも振り込み詐欺の認知件数を上回っているが、これは、実害が発生しなかったために、被害者が詐欺未遂の被害届の提出を望まないなど、相談にとどまった事案についても口座凍結依頼を実施したためと考えられる。

（注）平成23年中の認知件数及び被害総額は暫定値である。

(3) 凍結口座名義人リストの運用

ア 凍結口座名義人リストの運用状況

凍結口座名義人リストに基づく金融機関からの通報を端緒とした検挙人員は、平成23年が413人であり、22年と比べて271人（190.8%）増加した。

【凍結口座名義人リストに基づく金融機関からの通報を端緒とした検挙】

	22年	23年
検挙人員	142	413

（注）警察庁に報告があったものを計上した。

（注）凍結口座名義人リストに基づく金融機関からの通報を端緒とした検挙については、平成22年から集計を開始した。

(4) 口座を利用した犯行手口の認知件数の推移

上記 2 (1)から(3)までの取組を推進したところ、口座を利用した犯行手口の認知件数は、平成20年から23年までの平均が7,056件であり、17年から19年までの平均と比べ8,138件（53.6%）減少した。

また、振り込め詐欺に利用された口座数は、20年から23年までの平均が9,154口座であり、17年から19年の平均に比べ8,541口座（48.3%）減少した。

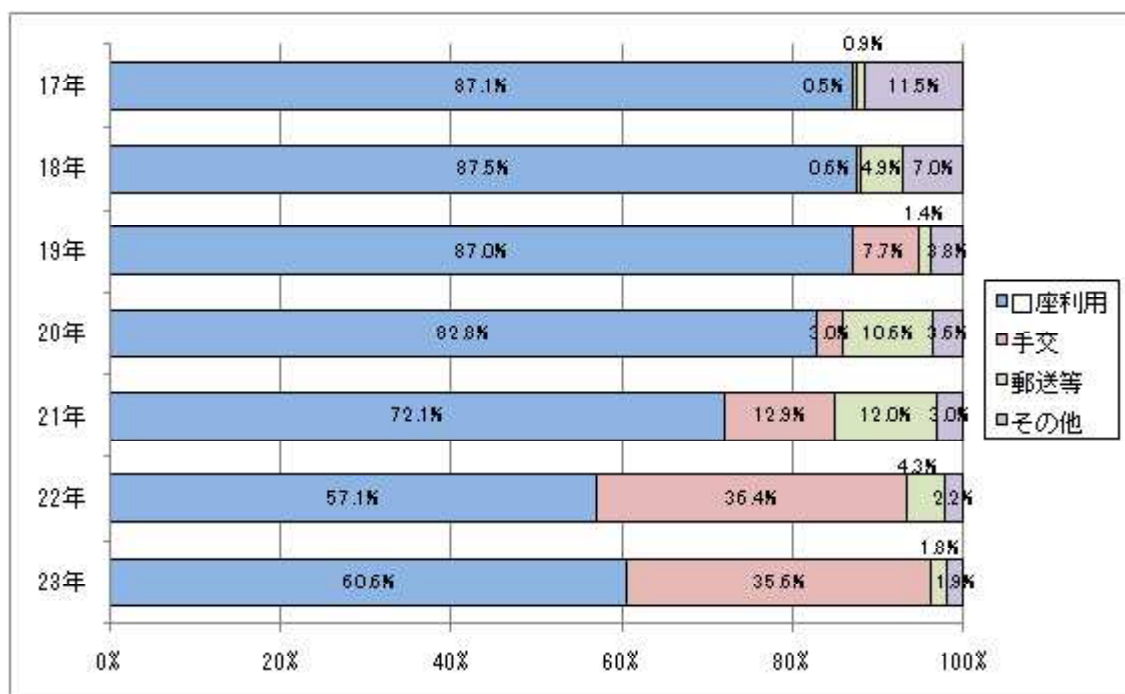
【口座を利用した振り込め詐欺の認知件数及び犯行に利用された口座数の推移】

	16年	17年	18年	19年	16～19年 (平均)	20年	21年	22年	23年	20～23年 (平均)
振り込め詐欺の認知件数	25,667	21,612	19,020	17,930	21,057	20,481	7,340	6,637	6,255	10,178
うち口座利用した手口	-	14,795	15,556	15,232	15,194	16,677	4,989	3,131	3,427	7,056
振り込め詐欺に利用された口座数	-	16,827	18,461	17,798	17,695	20,185	7,087	4,486	4,857	9,154
被害総額(億円)	283.8	251.5	254.9	251.4	260.4	275.9	95.8	100.9	127.8	150.1

(注) 口座を利用した手口の振り込め詐欺の認知件数については、「警察庁情報管理システムによる知能犯罪情報管理業務」に入力された振り込め詐欺被害のデータのうち、送金手段が口座利用であると判明しているものを集計した。

(注) 平成23年中の認知件数及び被害総額は暫定値である。

【振り込め詐欺における詐欺金の送金手段別認知件数の推移】



	17年		18年		19年		17～19年 (平均)	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
口座	14,795	87.1	15,556	87.5	15,232	87.0	15,194	87.2
手交	87	0.5	103	0.6	1,352	7.7	514	3.0
郵送等	152	0.9	867	4.9	251	1.4	423	2.4
その他	1,961	11.5	1,243	7.0	663	3.8	1,289	7.4

	20年		21年		22年		23年		20～23年 (平均)	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
口座	16,677	82.8	4,989	72.1	3,131	57.1	3,427	60.6	7,056	73.9
手交	599	3.0	890	12.9	1,998	36.4	2,013	35.6	1,375	14.4
郵送等	2,139	10.6	829	12.0	238	4.3	104	1.8	828	8.7
その他	719	3.6	210	3.0	119	2.2	108	1.9	289	3.0

(注) 振り込め詐欺に利用された送金手段については、平成17年から集計している。

(注) 「警察庁情報管理システムによる知能犯罪情報管理業務」に入力された振り込め詐欺被害のデータのうち、送金手段が判明しているものを集計した。

以上から、上記2(1)から(3)までの取組によって、口座の不正流通を目的とする口座の開設及び同一口座を利用した犯行の拡大を防止し、振り込め詐欺の被害の拡大を一定程度防止したものと認められる。しかしながら、口座を利用した手口が減少する一方において、被害者から現金を直接受け取る手口は増加している。これは、犯行グループが犯行に利用するための口座を入手することが困難になったことから、口座を利用しない現金やキャッシュカードを手交させる手口に移行したためと考えられる。被害者から現金やキャッシュカードを直接受け取る手口は、23年中の振り込め詐欺の認知件数の35.6%を占めていることから、上記2(1)から(3)までの取組と併せて、「受け子」を始めとする現場実行犯に対する現場検挙活動の強化と犯行グループの上位者に対する突き上げ捜査の強化が今後の課題といえる。

第3 不正に流通する携帯電話対策

1 施策の目的

振り込め詐欺の犯行に利用される架空・他人名義の携帯電話に対する検挙活動、契約者確認の求めの実施、犯行に利用されたレンタル携帯電話に対する解約依頼及び偽変造運転免許証情報提供制度の運用を推進することで被害の拡大を防止すること。

2 取組の内容

(1) 不正な携帯電話の契約等に対する検挙活動の推進

振り込め詐欺の被害を抑止するためには、現に犯行を繰り返している犯行グループを検挙するだけでなく、匿名性の高い犯行ツールである架空・他人名義の携帯電話の不正な流通を遮断する必要がある。

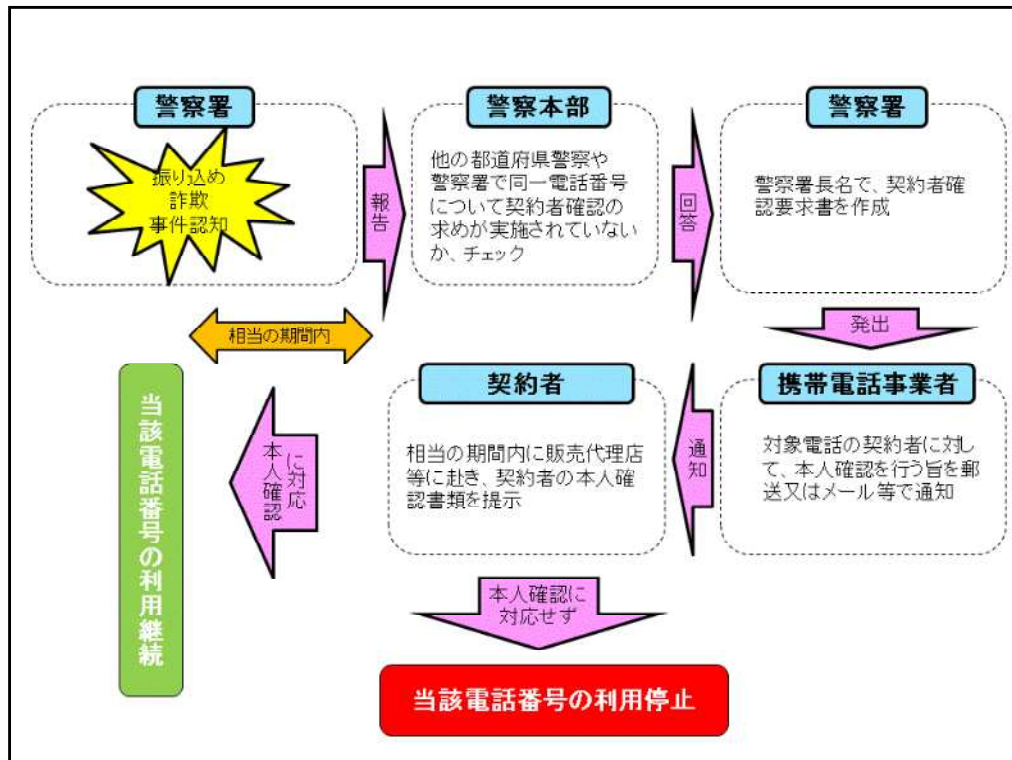
警察では、他人に譲渡する目的を秘して携帯電話の回線契約を締結して、携帯電話販売店から携帯電話等をだまし取る行為に対し、詐欺罪や携帯電話の業としての譲渡し・譲受け等を規制する携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」という。）を積極的に適用して、振り込め詐欺を助長する不正な携帯電話の契約等に対する検挙活動を推進している。

(2) 契約者確認の求めの実施

犯行に利用された携帯電話については、同一電話番号による再被害を防止するため、被害を認知した警察署長から携帯電話事業者に対して「契約者確認の求め」を行い、求めを受けた携帯電話事業者からの本人確認に当該携帯電話の契約者が応じない場合には、携帯電話事業者は当該契約者への役務提供を拒否することができるという法的枠組みの積極的運用を図っている（注）。

なお、「契約者確認の求め」に対して、当該求めの対象となっている携帯電話の契約者が携帯電話事業者からの本人確認に応じた場合には、役務提供が継続することになるが、個人名義の携帯電話については、契約者の大半が本人確認に応じることなく役務提供を拒否されている。他方、法人名義の携帯電話については、契約者が本人確認に応じることもあるが、こうした場合の大半は、契約名義がレンタル携帯電話事業者である。犯行に利用されたレンタル携帯電話については、「契約者確認の求め」と並行して、(3)で後述する携帯電話レンタル業者に対し、犯行に利用された契約を、規約（約款）に基づいて解約するよう依頼することにより、犯行グループが利用する通信手段を遮断している。

【契約者確認の求めの概要】



(注) 被害拡大防止のためには、犯行に利用された携帯電話を即時に停止することが最も効果的であるが、携帯電話不正利用防止法を立法する際の検討の過程で、憲法で保障された表現の自由、通信の秘密との関係等の問題があるとの指摘を踏まえ、それに代わる方法として、契約者確認の求めの仕組みが設けられた経緯がある。

(3) 犯行に利用されたレンタル携帯電話に対する解約依頼の実施

振り込め詐欺に利用されたレンタル携帯電話については、被害を認知した警察署において、(2)のとおり契約者確認の求めを実施する一方、犯行に利用されている携帯電話レンタル業者と犯行グループとの間を遮断して、被害の拡大防止を図るため、当該事件に利用されたレンタル携帯電話に係る契約を締結している携帯電話レンタル業者に対して、犯行に利用された契約を規約(約款)に基づいて解約するよう依頼している。

(4) 偽変造運転免許証情報提供制度の運用

振り込め詐欺に利用された携帯電話の契約時の本人確認書類として、運転免許証が最も多く使用されていたことを踏まえ、携帯電話事業者の契約窓口において、提示された運転免許証に偽変造の疑いがあると判断された場合、当該携帯電話事業者から、当該運転免許証の情報を警察に提供してもらい、これを端緒に、警察において携帯電話端末詐欺事件(未遂)として検挙するなど、携帯電話事業者と連携した検挙活動を推進し

ている。

3 取組の効果を把握する方法

(1) 不正な携帯電話の契約等に対する検挙活動の推進

携帯電話端末詐欺及び携帯電話不正利用防止法違反の検挙状況（検挙件数、検挙人員）並びに検挙事例を把握することとした。

(2) 契約者確認の求めの実施

振り込め詐欺に係る契約者確認の求めの実施状況（実施件数）を把握することとした。

(3) 犯行に利用されたレンタル携帯電話に対する解約依頼の実施

振り込め詐欺に利用されたレンタル携帯電話に対する解約依頼状況（解約依頼を実施した回線数）を把握することとした。

(4) 偽変造運転免許証情報提供制度の運用

偽変造運転免許証情報提供制度に基づく通報件数、検挙状況及び検挙事例等を把握することとした。

(5) 振り込め詐欺に利用された携帯電話の回線数の推移

振り込め詐欺に利用された携帯電話の回線数の推移を把握し、上記2(1)から(4)までの取組の効果を評価することとした。

4 取組の効果を把握した結果

(1) 不正な携帯電話の契約等に対する取締活動の推進

ア 不正な携帯電話の契約等に係る検挙状況

携帯電話端末詐欺及び携帯電話不正利用防止法違反の検挙状況は、平成20年から23年までの平均が、検挙件数は818件、検挙人員は414人であり、18年及び19年の平均に比べ、559件（215.8%）、234人（130.0%）増加した。

【携帯電話端末詐欺及び携帯電話不正利用防止法違反の検挙状況】

		18年	19年	18～19年 （平均）	20年	21年	22年	23年	20～23年 （平均）
携帯電話 端末詐欺	検挙件数	89	281	185	1,182	939	554	393	767
	検挙人員	76	224	150	579	370	277	277	376
携帯電話不正 利用防止法	検挙件数	62	85	74	61	64	44	33	51
	検挙人員	44	16	30	36	50	37	29	38
合計	検挙件数	151	366	259	1,243	1,003	598	426	818
	検挙人員	120	240	180	615	420	314	306	414

（注）平成18年4月以降、警察庁刑事局捜査第二課に報告があったものを計上した。

（注）携帯電話端末詐欺とは、転売目的で契約した携帯電話端末等の契約者を携帯電話販売店に

対する詐欺事件の被疑者として検挙したものをいう。

(注) 平成23年中の数値は暫定値である。

イ 検挙事例

下記の事例は、検挙により携帯電話の不正な流通の遮断に寄与したものである。

(7) 携帯電話機詐欺事件

無職の男(29)らは、平成22年10月ころ、携帯電話機販売店において、携帯電話機の代金を支払う意思も能力もないのに、機種変更による携帯電話機2台の割賦購入を申し込み、携帯電話機2台をだまし取った。23年6月までに、犯行グループのメンバー合計4人を検挙した(神奈川)。

(4) 携帯電話不正利用防止法違反事件

インターネットオークションを利用して携帯電話機の販売等を営んでいる無職の男(60)は、平成20年6月ころ、自宅において、自己が契約者となっている役務提供契約に係る通話可能な携帯電話端末を業として有償で他人に譲り渡した。22年2月までにこの男を検挙した(島根)。

(2) 契約者確認の求めの実施

契約者確認の求めの実施件数は、平成20年から23年までの平均が4,780件であり、17年から19年までの平均に比べ、544件(10.2%)減少している。

【契約者確認の求めの実施状況】

	17年	18年	19年	17～19年 (平均)	20年	21年	22年	23年	20～23年 (平均)
振り込め詐欺の認知件数	21,612	19,020	17,930	19,521	20,401	7,340	6,637	6,255	10,170
被害総額(億円)	251.5	254.9	251.4	252.6	275.9	95.8	100.9	127.8	150.1
契約者確認の求めの実施件数	49	11,031	4,893	5,324	5,653	4,936	4,248	4,281	4,780

(注) 警察庁刑事局捜査第二課に報告があったものを計上した。

(注) 一の携帯電話に対し、先行して契約者確認の求めを実施している警察署がある場合は、後に同一の携帯電話が利用された振り込め詐欺を認知した警察署が求めを実施することはない。

(注) 平成23年中の数値は暫定値である。

(3) 犯行に利用されたレンタル携帯電話に対する解約依頼の実施

評価対象期間における犯行に利用されたレンタル携帯電話に対する解約依頼件数については延べ1,361回線である。

【犯行に利用されたレンタル携帯電話に対する解約依頼状況】

	21年	22年	23年
振り込め詐欺の認知件数	7,340	6,637	6,255
被害総額（億円）	95.8	100.9	127.8
解約依頼回線数	591	512	258

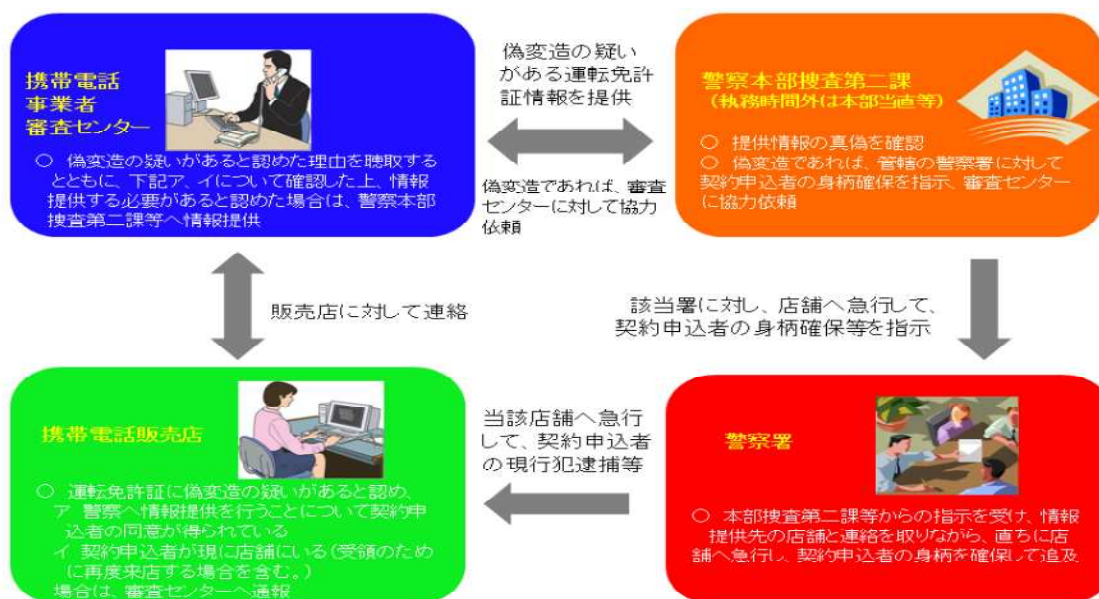
（注）レンタル携帯電話に対する解約依頼は、平成21年6月から開始した。

（注）平成23年中の認知件数及び被害総額は暫定値である。

（4）偽変造運転免許証情報提供制度の運用

平成23年中、偽変造運転免許証情報提供制度の運用により、携帯電話事業者から警察に対する情報提供件数は264件、提供された情報を端緒とした携帯電話端末詐欺による検挙は62人と、前年に比べ、186件（41.3%）、2人（3.1%）減少した。

【偽変造運転免許証情報提供制度の概要】



【偽変造運転免許証情報提供制度の運用状況】

	21年	22年	23年
情報提供件数	934	450	264
検挙人員	96	64	62

（注）偽変造運転免許証情報提供制度に係る統計は平成21年から開始した。

評価対象期間における偽変造運転免許証情報提供制度による携帯電話

事業者から警察に対する情報提供件数及びこれを端緒とした携帯電話端末詐欺等による検挙人員は、いずれも減少しているが、これは、警察及び携帯電話事業者による本制度の周知徹底及び提供された情報を端緒とした検挙活動の推進により、偽変造運転免許証を利用した携帯電話端末詐欺を企図する者にこうした行為を躊躇させたため、以前と比べて携帯電話端末詐欺を企図しようとする者そのものが減少したことに伴い、情報提供件数及び検挙人員が減少したものと考えられる。

(5) 振り込め詐欺に利用された携帯電話の回線数の推移

上記(1)から(4)までの取組を推進したところ、振り込め詐欺に利用された携帯電話の回線数は、平成20年から23年までの平均が4,609回線であり、17年から19年までの平均と比べ3,271回線減少した。

【振り込め詐欺に利用された携帯電話の回線数の推移】

		17年	18年	19年	17～19年 (平均)
振り込め詐欺に利用された 携帯電話の回線数		7,873	7,877	7,889	7,880
	20年	21年	22年	23年	20～23年 (平均)
振り込め詐欺に利用された 携帯電話の回線数	9,140	3,998	2,746	2,550	4,609

(注) 振り込め詐欺に利用された携帯電話の回線数については、平成17年から集計している。

(注) 「警察庁情報管理システムによる知能犯罪情報管理業務」に入力された振り込め詐欺被害のデータのうち、犯行利用電話が携帯電話であると判明しているものを集計した。

以上から、上記2(1)から(4)までの取組を徹底することによって、携帯電話の不正流通を目的とする携帯電話端末等の契約及び同一携帯電話番号を利用した犯行の拡大を防止し、振り込め詐欺の被害の拡大を一定程度防止したものと認められる。

しかしながら、依然として多数の携帯電話の回線が振り込め詐欺に利用されていることから、引き続き、上記(1)から(4)までの取組を推進し、携帯電話の不正流通を目的とする携帯電話端末等の契約及び同一携帯電話番号を利用した犯行の拡大を防止することが重要である。

第4 その他の犯行ツール対策

1 施策の目的

振り込め詐欺の犯行に利用される私設私書箱、電話転送サービス等の口

座及び携帯電話以外の犯行ツールの犯行グループへの供給を遮断することで、被害の拡大を防止すること。

2 取組の内容

(1) 郵便物受取サービス事業者に対する解約依頼の実施

被害者に詐取金を送付させたり、キャッシュカード又は携帯電話等の犯行ツールを送付する際に、送付先として郵便物受取サービスを利用する手口がある。この種の手口については、詐取金等の犯行グループへの送達を阻止するとともに、犯行に利用されている郵便物受取サービス事業者と犯行グループとの間を遮断して被害の拡大を防止するため、犯行に利用された郵便物受取サービス契約を締結している事業者に対して、犯行に利用された契約を規約（約款）に基づいて解約するよう依頼している。

(2) 詐取金送付先リストの公表

上記のように詐取金等の送付先として郵便物受取サービスを利用する手口があることから、都道府県警察において送付先に係る所要の捜査を進めるとともに、警察庁において、詐取金の送付先となった住所（その多くには私設私書箱が設置されている。）を集約し、毎月更新の上、警察庁ウェブサイトにもそのリストを掲載し、注意喚起を行っている。

(3) 電話転送サービス事業者に対する解約依頼の実施

電話転送サービス事業者が提供する都心部等の市外局番から始まる電話番号を連絡先として用いることにより、実際の所在地がどこであるかを問わず、通話の相手方に対して都心部に事務所を構える会社から電話しているような外形を作り出し、犯行利用携帯電話を固定電話やフリーダイヤルに仮装する手口がある。この種の手口については、犯行に利用されている電話転送サービス事業者と犯行グループとの間を遮断して、同一の電話番号に係る被害の拡大を防止するため、犯行に利用された電話転送サービス契約を締結している事業者に対して、犯行に利用された契約を規約（約款）に基づいて解約するよう依頼している。

3 取組の効果を把握する方法

(1) 郵便物受取サービス事業者に対する解約依頼の実施及び詐取金送付先リストの公表

振り込め詐欺に利用された郵便物受取サービスを締結している事業者に対する解約依頼の実施状況（解約依頼件数）及び同サービスを利用し

た振り込め詐欺の認知件数の推移を把握し、取組の効果を評価することとした。

(2) 電話転送サービス事業者に対する解約依頼の実施

振り込め詐欺に利用された電話転送サービスに係る契約を締結している事業者に対する当該契約の解約依頼件数を把握し、取組の効果を評価することとした。

4 取組の効果を把握した結果

(1) 郵便物受取サービス事業者に対する解約依頼の実施及び詐欺金送付先リストの公表

評価対象期間における郵便物受取サービス事業者に対する解約依頼の実施件数は延べ315件である。

また、郵便物受取サービスを利用したと認められる振り込め詐欺の認知件数は、平成20年から23年までの平均が828件であり、17年から19年までの平均に比べ405件（95.7%）増加した。

【郵便物受取サービス事業者に対する解約依頼状況】

	21年	22年	23年
振り込め詐欺の認知件数	7,340	6,637	6,255
被害総額（億円）	95.8	100.9	127.8
解約依頼件数	134	116	65

（注）郵便物受取サービス事業者に対する解約依頼は、平成21年6月から開始した。

（注）平成23年中の認知件数及び被害総額は暫定値である。

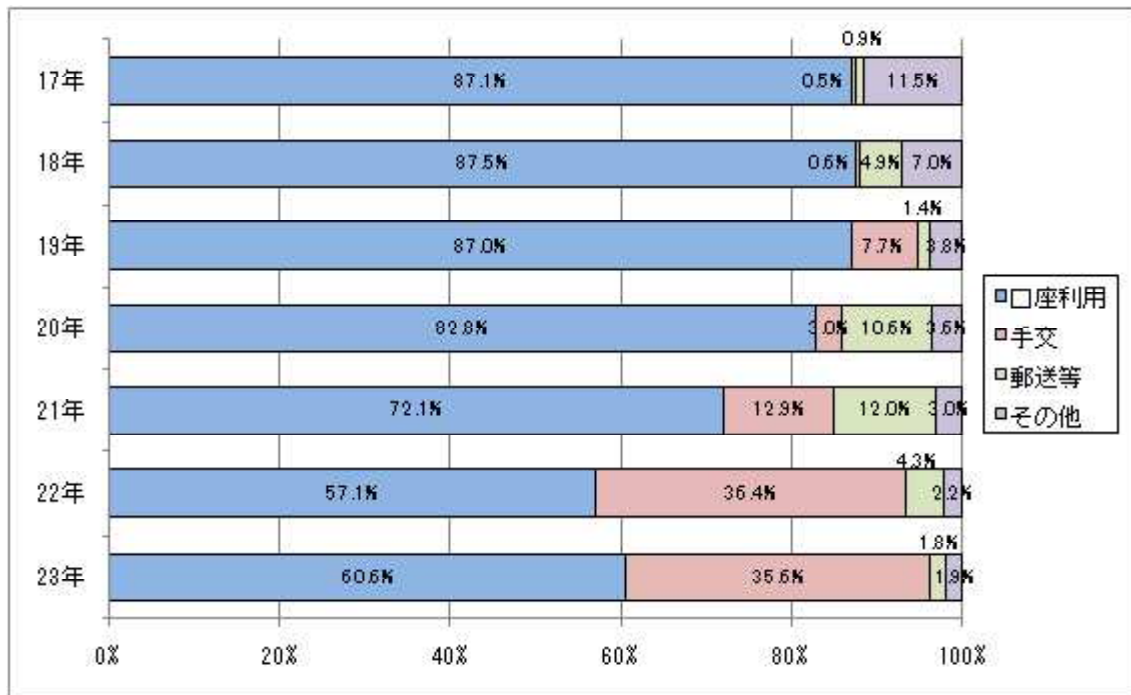
【郵便物受取サービス事業者が利用された振り込め詐欺の認知件数】

	16年	17年	18年	19年	16～19年 （平均）	20年	21年	22年	23年	20～23年 （平均）
振り込め詐欺の認知件数	25,667	21,612	19,020	17,930	21,057	20,481	7,340	6,637	6,255	10,178
うち郵送等を利用した手口	—	152	867	251	423	2,139	829	238	104	828
被害総額（億円）	283.8	251.5	254.9	251.4	260.4	275.9	95.8	100.9	127.8	150.1

（注）郵便等を利用した手口の振り込め詐欺の認知件数については、「警察庁情報管理システムによる知能犯罪情報管理業務」に入力された振り込め詐欺被害のデータのうち、送金手段が郵便等利用であると判明しているものを集計した。

（注）平成23年中の認知件数及び被害総額は暫定値である。

【振り込め詐欺における詐欺金の送金手段別認知件数の推移】



	17年		18年		19年		17～19年 (平均)	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
口座	14,795	87.1	15,556	87.5	15,232	87.0	15,194	87.2
手交	87	0.5	103	0.6	1,352	7.7	514	3.0
郵送等	152	0.9	867	4.9	251	1.4	423	2.4
その他	1,961	11.5	1,243	7.0	663	3.8	1,289	7.4

	20年		21年		22年		23年		20～23年 (平均)	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
口座	16,677	82.8	4,989	72.1	3,131	57.1	3,427	60.6	7,056	73.9
手交	599	3.0	890	12.9	1,998	36.4	2,013	35.6	1,375	14.4
郵送等	2,139	10.6	829	12.0	238	4.3	104	1.8	828	8.7
その他	719	3.6	210	3.0	119	2.2	108	1.9	289	3.0

(注) 振り込め詐欺に利用された送金手段については、平成17年から集計している。

(注) 「警察庁情報管理システムによる知能犯罪情報管理業務」に入力された振り込め詐欺被害のデータのうち、送金手段が判明しているものを集計した。

郵便物受取サービス事業者に対して積極的に解約依頼を実施することで、郵便物受取サービス事業者と犯行グループとの間を遮断するとともに、詐欺金送付先リストを公表することで、被害者に対して注意喚起を図った結果、同サービスを利用した振り込め詐欺の認知件数は、20年から23年までの平均は、17年から19年までの平均に比べ増加したものの、21年以降は減少に転じたものと考えられる。

以上から、郵便物受取サービス事業者に対する解約依頼及び詐欺金送

付先リストの公表によって、被害の拡大を一定程度防止したものと認められる。

しかしながら、依然として郵便物受取サービス事業者を利用した振り込め詐欺が発生していることから、引き続き、解約依頼を推進して同事業者と犯行グループとの間を遮断するとともに、詐取金送付先リストの公表を推進して被害者に対する注意喚起を行い、被害の拡大を防止することが重要である。

(2) 電話転送サービス事業者に対する解約依頼の実施

評価対象期間における電話転送サービス事業者に対する解約依頼の実施件数は延べ970件である。

【電話転送サービス事業者に対する解約依頼状況】

	21年	22年	23年
振り込め詐欺の認知件数	7,340	6,637	6,255
被害総額（億円）	95.8	100.9	127.8
解約依頼件数	325	446	199

（注）電話転送サービス事業者に対する解約依頼は、平成21年6月から開始した。

（注）平成23年中の認知件数及び被害総額は暫定値である。

【振り込め詐欺の被害状況の推移】

	16年	17年	18年	19年	16～19年 （平均）	20年	21年	22年	23年	20～23年 （平均）
認知件数	25,667	21,612	19,020	17,930	21,057	20,401	7,340	6,637	6,255	10,178
オレオレ詐欺	14,874	6,854	7,093	6,430	8,813	7,615	3,057	4,418	4,628	4,930
架空請求詐欺	5,101	4,826	3,614	3,007	4,137	3,253	2,493	1,774	798	2,080
融資保証金詐欺	5,692	9,932	7,831	5,922	7,344	5,074	1,491	362	523	1,863
還付金等詐欺	—	—	482	2,571	1,527	4,539	299	83	306	1,307
被害総額（億円）	283.8	251.5	254.9	251.4	260.4	275.9	95.8	100.9	127.8	150.1
オレオレ詐欺	191.3	128.6	146.8	145.3	153.0	155.2	52.0	79.2	106.2	98.2
架空請求詐欺	54.1	56.1	48.9	37.7	49.2	35.9	31.8	17.5	11.8	24.3
融資保証金詐欺	38.4	66.8	54.2	38.6	49.5	37.5	9.5	3.4	7.2	14.4
還付金等詐欺	—	—	5.1	29.9	17.5	47.4	2.4	0.7	2.6	13.3

（注）平成23年中の数値は暫定値である。

評価対象期間における電話転送サービス事業者を利用することの多い架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の認知件数は、平成16年から19年までの平均と比べて大幅に減少している。

これは、通話の相手方に対して都心部に事務所を構えているかのような外形を作り出し、被害者を信用させる手口を用いることの多い、架空

請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の対策には、電話転送サービス事業者と犯行グループの間の遮断が有効であるためと認められる。

以上から、電話転送サービス事業者に対する解約依頼を徹底したことにより、被害の拡大を一定程度防止したものと認められる。

しかしながら、依然として電話転送サービスを利用した振り込め詐欺が発生していることから、引き続き、解約依頼を推進して同事業者と犯行グループとの間を遮断し、被害の拡大を防止することが重要である。

なお、23年4月に犯罪収益移転防止法が改正され、新たに電話転送サービス事業者が、顧客に対する本人確認義務や疑わしい取引の届出義務が課される特定事業者に追加されることになった。この改正法については、25年4月1日から施行される。

第5 被害予防対策

1 施策の目的

振り込め詐欺に係る広報啓発活動、金融機関・団体等との連携による被害予防活動を推進することで、振り込め詐欺被害の未然防止等を図ること。

2 取組の内容

(1) 国民一般を対象とした広報啓発活動の推進

国民の注目と広範な協力を集め、社会全体が振り込め詐欺に対する高い警戒心・抵抗力を保持するよう、ポスター、チラシ、ウェブサイト、メール等による一般的な情報発信のほか、政府広報と連動したテレビスポットCMや報道機関等とタイアップした広報啓発番組の放映等、大規模かつ斉一的な方法による注意喚起、あるいは、市民や関係事業者等の幅広い参加による広報キャンペーン、有名企業の協賛による印象に残る広報啓発グッズの作成等のPR効果を意識した訴求力のある広報活動等、広く国民一般に向けた広報啓発活動を実施した。

また、防犯指導に際しては、簡単で分かりやすく心に響く訴求ポイント（「『電話番号が変わった』、『カード預かります』という電話は詐欺」等）を活用した啓発を実施した。

(2) 被害者層に応じた広報啓発活動の推進

被害をより効果的に予防するため、振り込め詐欺の各類型ごとの被害者層に応じた広報啓発活動を実施した。

オレオレ詐欺と還付金等詐欺は、主な被害者層である高齢者に的を絞って、高齢者世帯に対する集中的な巡回連絡や、コールセンターを設

置しての架電による防犯指導のほか、地域の民生委員や宅配ネットワークを有する事業者等の協力を求めるなどして、高齢者世帯に対する、より直接的・個別的な被害予防対策を集中的に展開した。

とりわけ子や孫をかたるオレオレ詐欺については、親や祖父母が子や孫を思う情愛につけ込む卑劣な犯罪であることから、高齢者に対する直接的・個別的な働き掛けに加えて、その子や孫世代を通じた働き掛けによって家族間のコミュニケーションを活性化することにより被害を未然に防止しようとする「家族の絆」をテーマとした被害予防対策を推進した。

また、架空請求詐欺については、被害者の多くが20歳代から40歳代であることから、カラオケ店等の遊戯施設における広報啓発や若者向け情報誌、インターネット等による注意喚起を実施した。そのほか、融資保証金詐欺については、被害者層が融資を欲している人であることから、経済産業省が所管する中小企業団体との連携による広報啓発を実施するなど、これまでの犯罪予防活動ではあまり活用されていなかったルートを用いて、それぞれの被害者層への意識の浸透を図った。

【被害者の類型別年齢・男女比構成（平成23年）】

	オレオレ		架空請求		融資保証金		還付金等		振り込め全体	
	男（％）	女（％）	男（％）	女（％）	男（％）	女（％）	男（％）	女（％）	男（％）	女（％）
19歳以下	0.0	0.0	0.1	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
20～29歳	0.1	0.1	7.1	12.0	1.5	2.0	0.0	0.3	1.1	1.8
30～39歳	0.1	0.2	9.3	8.1	6.8	1.3	0.0	0.3	1.7	1.3
40～49歳	0.2	0.4	8.0	11.0	13.0	5.3	0.0	0.7	2.1	2.1
50～59歳	0.7	9.3	7.9	6.7	18.1	5.3	0.3	6.9	2.9	8.6
60～69歳	5.8	27.7	6.1	3.8	23.4	6.2	1.6	34.2	6.9	23.4
70歳以上	7.7	47.8	10.4	8.0	14.1	2.9	12.8	42.8	8.8	39.2
合 計	14.6	85.5	48.9	51.1	76.9	23.0	14.7	85.2	23.5	76.6

（注）各欄それぞれ四捨五入しているため、各欄の数値合計が100%にならない場合がある。

なお、被害者が法人・団体等であるものを除いて集計した。

（注）数値は暫定値である。

（3） 関係事業者等との連携による官民一体となった被害予防活動の推進

振り込め詐欺の被害予防活動については、これまで、警察独自の活動を強力に推進する一方、関係機関や団体、事業者とも連携、協力して予防を推進してきた。

例えば、金融庁及び全国銀行協会を始めとする金融団体との間では、平成20年10月以降、これまで計5回実施した振り込め詐欺対策の強化推進期間において、協働で広報啓発イベントや年金支給日におけるATM

集中警戒等を推進するなどして、警察と金融業界が一体となった取組を推進してきた。

中でも、金融機関等の窓口及びＡＴＭは、被害阻止の「最後の砦」であり、被害者に送金を思いとどまらせるための措置として、顧客に対する効果的な声掛けの徹底を要請した。さらに、金融機関・店舗、あるいは職員における意識や取組の温度差をなくすため、声掛けマニュアルやチェックリストの作成・配布、職員に対する研修や模擬訓練を実施した。

また、万一被害に遭った場合でも被害を最小限に止めるため、高齢の口座開設者を中心に、あらかじめ、一日当たりＡＴＭ利用限度額を引き下げるよう促す一方、23年３月には、全国銀行協会に対し、各金融機関が定めるＡＴＭ利用限度額の初期設定引下げを要請している。これについては、導入コストや利用者の利便性との兼ね合いといった問題があることから、取組の進展には温度差がみられるものの、複数の金融機関で引下げが実施されている。

なお、22年７月には、「振り込め詐欺の撲滅に向けた全国官民連絡会議」を開催し、「官側」は金融庁、消費者庁等８機関が、「民側」は全国銀行協会、電気通信事業者協会等16団体が出席し、警察と関係団体等との被害実態等に係る情報共有を更に徹底するとともに、それぞれのネットワークや広報媒体等を活用した広報啓発活動の推進に努めること等を申し合わせた。

３ 取組の効果を把握する方法

(1) 国民一般を対象とした広報啓発活動の推進

国民一般を対象とした広報啓発活動については、平成21年９月に実施した一般国民に対する調査（注１）による振り込め詐欺４類型に関する知識の浸透状況、振り込め詐欺の情勢に応じたタイムリーかつ重点を絞った広報事例及び23年６月から同年９月にかけて実施したオレオレ詐欺の被害者等に対する調査（注２）によるだまされなかった人の意見により評価することとした。

（注１）平成21年９月、全国の運転免許試験場等において、免許証の更新を受けるために来場した3,018人に対し、アンケート形式で実施した。

（注２）平成23年６月から同年９月にかけて、子や孫をかたるオレオレ詐欺の犯行電話を受け、だまされた人（金融機関職員の声掛けにより被害を免れた高齢者）22人、だまされなかった人（予兆電話（現金の振り込み等を要求する電話の前にかかってくる「携帯電話の番号

が変わった。」等の電話をいう。)を看破し、110番通報した高齢者)25人に対し、警察庁職員による聞き取り調査を実施した。

(2) 被害者層に応じた広報啓発活動の推進

被害者層に応じた広報啓発活動については、平成21年9月に実施した振り込め詐欺被害者に対する調査(注1)による振り込め詐欺4類型に関する知識の浸透状況、23年2月に実施したオレオレ詐欺の被害者に対する調査(注2)による代表的な手口に関する知識の浸透状況、高齢者世帯に対する警察官等の訪問・電話による注意喚起状況、23年10月14日から同年11月30日まで実施した強化推進期間における高齢者の子や孫世代に対する働き掛けの実施結果及び23年6月から同年9月にかけて実施したオレオレ詐欺の被害者等に対する調査によるだまされなかった人の意見により評価することとした。

(注1)平成21年9月、振り込め詐欺被害者430人に対し、アンケート形式で実施した。

(注2)平成23年2月、オレオレ詐欺(既遂)被害者364人に対し、アンケート形式で実施した。

(3) 関係事業者等との連携による官民一体となった被害予防活動の推進

官民一体となった被害予防活動については、金融機関職員等の顧客に対する声掛けによる被害阻止件数の推移、金融機関の一日当たりのATM利用限度額の初期設定引下げ状況、平成23年10月14日に全国で一斉に実施した金融機関等におけるATM利用限度額引下げキャンペーンの実施結果、23年6月から同年9月にかけて実施したオレオレ詐欺の被害者等に対する聞き取り調査によるだまされた人の意見及び金融機関の一日当たりのATM利用限度額の初期設定引下げによる効果事例により評価することとした。

4 取組の効果を把握した結果

(1) 国民一般を対象とした広報啓発活動の推進

平成21年9月に実施した一般国民に対する調査では、振り込め詐欺の中で、認知件数、被害金額ともに最も多いオレオレ詐欺について、9割以上の一般国民が「知っている」と回答しており、被害者が限定される融資保証金詐欺についても、半数以上が同様に回答した。

【振り込め詐欺を知っているか】(H21.9 一般国民に対する調査・回答者数3,018人)

	オレオレ詐欺を知っている	架空請求詐欺を知っている	融資保証金詐欺を知っている	還付金等詐欺を知っている
人数(割合)	2,809(93.1%)	2,596(86.0%)	1,553(51.5%)	2,225(73.7%)

(注) 上記の数値は「よく知っている」「少しは知っている」の合計値

【振り込め詐欺の情勢に応じたタイムリーかつ重点を絞った広報事例】

平成21年始めころから目立ち始めた警察官等をかたってキャッシュカードを直接受け取る手口のオレオレ詐欺（「キャッシュカード受取型オレオレ詐欺」）の被害状況を分析した結果、被害者の多くが女性名義で電話帳（ハローページ）に掲載されている高齢者世帯であったことから、巡回連絡のほか、架電作戦や防犯ボランティア等による個別訪問等の方法による直接的・個別的な働き掛けを推進した。

さらに、上記手口の啓発に際し、簡単で分かりやすく心に響く訴求ポイントとして「『カード預かります』という電話は詐欺」を示し、上記働き掛けの機会を活用するなどして、重点を絞った広報啓発を推進するとともに、NTTとも連携し電話帳（ハローページ）からの掲載削除を働き掛けるなど官民一体となった被害予防対策を推進した。

その結果、22年10月から23年1月までの間に、前年に比べ3倍以上の約55万件が電話帳（ハローページ）から掲載を削除された。これについては、23年下半期において、上記手口のオレオレ詐欺の認知件数が411件となり、前年同期に比べ359件、46.6%減少したことに寄与したものと考えられる。

【だまされなかった人の声】(H23.6～9オレオレ詐欺の被害者等に対する聞き取り調査)

息子と称する男から、「風邪をひいた。同窓会の通知が来てないか。」等と電話があり、息子本人の名前を名乗り、声も似ていたことから本人であると信じた。数時間後、再度、「電話番号が変わった。」と電話があったが、テレビのニュースや新聞報道、バスの車内放送等で、オレオレ詐欺の手口を何度も聞いていたので、犯人からの電話を切った後、すぐに息子の自宅に電話し、対応した孫から息子は風邪を引いていないこと等を確認して見破ることができた（78歳女性）。

上記訴求ポイント「『カード預かります』という電話は詐欺」のほか、

息子や孫をかたるオレオレ詐欺については、「『電話番号が変わった』という電話は詐欺」など、より具体的かつ訴求力のあるフレーズを示し、これを強調した広報啓発を実施した。また、これらフレーズの普及と併せ、被害実態や主な犯行手口、被害予防対策等について、テレビや新聞、ラジオ、その他各種媒体を活用して、広範な啓発活動を推進した結果、一般国民における振り込み詐欺に関する認知度が高まり、事前知識により犯行を看破し被害を免れたなどの事例が多く認められるなど、振り込み詐欺の認知件数の減少に一定の効果が認められた。

以上から、国民一般を対象として広報啓発は被害の拡大を一定程度防止したものと認められる。

(2) 被害者層に応じた広報啓発活動の推進

平成21年9月に実施した振り込み詐欺被害者に対する調査では、振り込み詐欺の中で、認知件数、被害金額ともに最も多いオレオレ詐欺の被害者195人のうち、168人（86.2%）が、自身が被害に遭った詐欺について「よく知っていた」又は「少しは知っていた」と回答したが、その他3種類の被害者については、いずれも4割を下回り、手口等に関する知識の浸透状況はやや低調であった。

また、23年2月に実施したオレオレ詐欺被害者に対する調査では、子や孫をかたる手口において、事前に「携帯電話の番号が変わった」との予兆電話がかかってくる場合が多いことについて、被害者であっても66.2%は「知っていた」と回答しており、警察官等をかたってキャッシュカードを直接受け取る手口については、被害者の45.9%が「知っていた」と回答した。さらに、警察官等による訪問・電話での振り込み詐欺の犯行手口や対応要領等の説明の有無について、被害者であっても、41.2%が「有」と回答した。

「家族の絆」をテーマとした被害予防対策については、23年10月中旬から同年11月まで実施した強化推進期間中、都道府県警察の担当職員が、PTA等と連携して、高齢者の子や孫世代である児童の保護者や企業・団体等で勤務する社員等を対象として、計4,277回（計30万3,651人）の講話を実施した。これにより、最新の犯行手口や対応要領等の啓発に努めるとともに、家族で合言葉を決める等の事前対策や、平素の家族間のコミュニケーションの重要性等について理解を求めた。

【振り込め詐欺を知っているか】（H21.9振り込め詐欺被害者に対する調査）

	オレオレ詐欺を知っていた	架空請求詐欺を知っていた	融資保証金詐欺を知っていた	還付金等詐欺を知っていた
人数(割合)	168(86.2%)	50(38.8%)	19(28.0%)	2(16.7%)
回答者数	195	129	68	12

（注）上記の数値は「よく知っていた」「少しは知っていた」と回答したものの合計値

【主な犯行手口に関する事前知識】（H23.2オレオレ詐欺被害者に対する調査・回答者数364人）

	知っていた	知らなかった	無回答
犯行予兆電話の知識	241(66.2%)	117(32.1%)	6(1.6%)
警察官等をかたる手口の知識	167(45.9%)	193(53.0%)	4(1.1%)

【警察官等による訪問・電話での注意喚起があったか】

（H23.2オレオレ詐欺被害者に対する調査・回答者数364人）

時 期	あった				なかった	回答なし
	1ヶ月以内	3ヶ月以内	半年以内	時期不明		
人数(割合)	26(7.1%)	14(3.8%)	15(4.1%)	95(26.1%)	196(53.8%)	18(4.9%)

【高齢者の子や孫世代に対する働き掛け（H23.10～11）】

	実施回数	参加人数	
		警察官	ボランティア等
「家族の絆」キャンペーン	3,316回	21,248人	43,385人

	実施回数	対象人数
企業・団体等と連携した取組(講話)	3,045回	155,118人
P T A等と連携した取組(講話)	1,232回	148,533人
合 計	4,277回	303,651人

【だまされなかった人の声】（H23.6～9オレオレ詐欺の被害者等に対する聞き取り調査）

息子をかたる犯人から、「借金の保証人になった。」と電話があり、金を要求されたが、警察官の巡回連絡で説明を受けており、配布されたチラシを電話の横に貼っていて、「保証人になった」というのは典型的なだまし文句であることを知っていたので、「あんた誰」と問いただしたところ、電話が切れ、被害に遭わずにすんだ（77歳女性）。

振り込め詐欺の認識状況については、巡回連絡や架電作戦を始めとす

る直接的・個別的な被害予防の働き掛けにより、上記のとおり、オレオレ詐欺に関する知識は、被害者に対して一定程度浸透している一方、一部の高齢者が犯行手口等に関する事前知識を有していながら、子や孫に対する親愛の情から冷静さを失い被害に遭っている現状を踏まえ、平成23年10月から「家族の絆」をテーマとした高齢者の子や孫世代に対する働き掛けを開始した。これについては、上記のとおり、短期間でありながら、全国的に多数の取組が実施された。

以上から、被害者層に応じた広報啓発活動は、被害の拡大を一定程度防止したものと認められる。

(3) 関係事業者等との連携による官民一体となった被害予防活動の推進

平成23年下半期における金融機関職員等による顧客に対する声掛けによる被害阻止件数は928件であり、20年上半期に比べて約600件減少しているが、認知件数（既遂）と被害阻止件数（潜在的な認知件数）の合計件数に占める被害阻止件数の割合（被害阻止率）については、概ね継続して増加しており、23年下半期は約22.5%で、20年上半期に比べて11.0ポイント増加した。

一日当たりのＡＴＭ利用限度額の初期設定引下げについては、20年以降、44金融機関（銀行21、信用金庫22、信用組合1。23年12月31日現在）が既に初期設定の引下げを実施しており、また、23年10月14日には、全国3,580の金融機関店舗等において、ＡＴＭ利用限度額引下げキャンペーンが実施され、金融機関職員、防犯ボランティア等2万3,000人以上が参加し、764人の高齢者等が実際にＡＴＭ利用限度額引下げの手続を行った。

【声掛けによる被害阻止件数の推移】

	20年 上半期	20年 下半期	21年 上半期	21年 下半期	22年 上半期	22年 下半期	23年 上半期	23年 下半期
認知件数(既遂) (A)	11,755	8,369	3,961	3,195	3,159	3,310	2,777	3,202
阻止件数(B)	1,527	1,333	610	619	692	665	781	928
$B/(A+B)$	11.5%	13.7%	13.3%	16.2%	18.0%	16.7%	22.0%	22.5%

（注）平成23年中の認知件数は暫定値である。

【ＡＴＭ利用限度額引下げキャンペーン実施結果(H23.10.14)】

実施店舗	キャンペーン参加者				実際に引き下げた高齢者等
	警察官	金融機関職員	ボランティア等	合 計	
3,580店	8,414人	7,178人	7,573人	23,165人	764人

【だまされた人の声】 (H23.6～9オレオレ詐欺の被害者等に対する聞き取り調査)

銀行の窓口で定期の解約を申し出て理由を話したところ、銀行職員が集まって相談し始めたことから、「急いでいるのに、何後ろで話しているのよ。」と思い腹が立った。その後、別の部屋に連れて行かれた時に犯人から再度電話があり、行員が相手に生年月日を確認したところ相手が電話を切り、だまされていたことが分かった。助けていただいた銀行の方々には感謝の気持ちしかない(69歳女性)。

【ＡＴＭ利用限度額初期設定引下げによる効果事例】

平成23年6月、新潟県内に居住する高齢女性が、警察官をかたり自宅を訪れた被疑者に、キャッシュカードを交付したオレオレ詐欺事件が発生した。

同女は、被害の翌々日までだまされていたことに気付かず、銀行の被害者の口座から、3日間で計150万円が引き出されたが、同行では被害前日に、一日当たりのＡＴＭ引出限度額を、200万円から50万円に引下げていたため、引下げ前であれば約600万円が引き出されていた可能性があったところ、被害額を150万円に抑えることができた。

金融機関職員等の顧客に対する声掛けは、被害防止の「最後の砦」であり、それがなされなければ、大半がそのまま被害に遭ってしまったものと考えられることから、被害予防効果は明らかである。

また、金融機関における一日当たりのＡＴＭ利用限度額の初期設定引下げと顧客個人による一日当たりのＡＴＭ利用限度額の引下げの双方とも着実に実施されており、これによる被害額の抑制事例も多数報告されている。

以上から、関係事業者等との連携による官民一体となった被害予防活動は、振り込め詐欺の認知件数の減少及び被害額の減少に寄与したものと認められる。

第3章 評価の結果及び政策への反映の方向性

第1 振り込め詐欺の検挙の徹底

評価対象期間における検挙件数、検挙人員及び検挙率の平均は、平成16年から19年までの平均に比べいずれも増加していることから、振り込め詐欺の検挙は着実に推進され、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額の減少に寄与したものと認められる。

しかしながら、オレオレ詐欺が22年から増加に転じているほか、未公開株・社債等の取引を装う詐欺等、オレオレ詐欺と同様に主に高齢者が被害者となる詐欺が多発していることから、今後、現に犯行を繰り返す犯行グループに対して、全国警察一体となった取締活動を更に強化する必要がある。

第2 不正に流通する口座対策

不正に流通する口座対策については、不正な口座の開設等に係る検挙活動、口座凍結依頼の実施及び凍結口座名義人リストの運用のいずれもが着実に推進された一方、評価対象期間中における犯行に利用された口座数及び口座を利用した犯行手口の認知件数が減少したことから、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額の減少に寄与したものと認められる。

しかしながら、不正に流通する架空・他人名義の口座が犯行ツールとして利用される事案は依然として発生していることから、引き続き、不正な口座の開設等に係る検挙活動等の諸対策を徹底するとともに、犯行グループが口座を入手しにくくなったことに伴い、被害者から現金やキャッシュカードを直接受け取る手口に移行している状況がみられることから、「受け子」を始めとする現場実行犯に対する現場検挙活動及び犯行グループの上位者に対する突き上げ捜査を更に強化する必要がある。

第3 不正に流通する携帯電話対策

不正に流通する携帯電話対策については、評価対象期間中の不正な携帯電話の契約等に対する検挙活動、契約者確認の求めの実施、犯行に利用されたレンタル携帯電話に対する解約依頼の実施及び偽変造運転免許証情報提供制度の運用のいずれもが着実に推進され、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額の減少に寄与したものと認められる。

しかしながら、不正に流通する架空・他人名義の携帯電話が犯行ツールとして利用される事案は依然として発生していることから、引き続き、不正な携帯電話の契約等に対する検挙活動等の諸対策を徹底する必要がある。

る。

第4 その他の犯行ツール対策

郵便物受取サービス等の犯行ツール対策については、郵便物受取サービス事業者に対する解約依頼の実施、詐取金送付先リストの公表及び電話転送サービス事業者に対する解約依頼の実施のいずれもが着実に推進され、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額の減少に寄与したものと認められる。

しかしながら、郵便物受取サービス等が犯行ツールとして利用される事案は依然として発生していることから、引き続き、郵便物受取サービス等の犯行ツール対策の実施を推進する必要がある。

第5 被害予防対策

1 国民一般を対象とした広報啓発活動及び被害者層に応じた広報啓発活動の推進

様々な警察活動の機会を活用した広報活動や、民間ボランティア、関係機関・団体等との連携による官民一体となった心に響く広報啓発活動を推進した結果、犯行グループの検挙や犯行ツール対策等の成果とあいまって、平成23年における振り込め詐欺の認知件数は6,255件、被害額は127.8億円と、評価対象期間に入る前の19年に比べて、認知件数は1万1,675件（65.1%）の減少、被害額は123.6億円（49.2%）の減少となったことから、広報啓発活動は、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額の減少に寄与したものと認められる。

しかしながら、前述のとおり、オレオレ詐欺は22年から増加に転じており、現金受取型等の新たな手口が増加していることなどから、これまでの諸対策に加え、様々な手段方法を用いて、複線的に被害者層に情報を届ける必要がある。

例えば、オレオレ詐欺の被害から高齢者を守るためのセーフティネットとなり得るネットワークは多種多様であり、既存の防犯ネットワークの点検、活性化に努めるとともに、新たなネットワークの構築を図るなどして重層的な防犯ネットワークの整備に努め、多方面から高齢者に情報を届け、その警戒心・抵抗力を更に強化、維持する必要がある。

2 関係事業者等との連携等による官民一体となった被害防止活動

前述のとおり、金融機関に対して、顧客への効果的な声掛けの徹底を要請したり、声掛けマニュアルやチェックリストの作成・配布、職員に対する研修や模擬訓練を実施した結果、平成23年下半期における金融機関職員等の声掛けによる阻止率が20年上半期と比べて約2倍に増加するという成果を上げた。また、ＡＴＭ利用限度額の初期設定引下げについても、20年以降、既に44行が実施しており、前掲のような効果事例も報告されるなど着実に推進され、振り込め詐欺の認知件数及び被害総額の減少に寄与したものと認められる。

しかしながら、阻止率は上昇傾向にあるものの、いまだ20%程度と、更なる向上の余地がある上、最近多発しており、1件当たりの平均被害額が約300万円と高額な「現金受取型」の被害者については、ＡＴＭ又は窓口で現金を引き出しているのが現状であることから、更に声掛けの質・量を向上させるとともに、ＡＴＭ利用限度額の初期設定引下げを更に推進し、被害額を減少させることが必要である。

【オレオレ詐欺の形態別の件数及び平均被害額（平成23年）】

	振込型	キャッシュカード等 受取型	現金等受取型
認知件数	2,393 (51.7%)	958 (20.7%)	1,277 (27.6%)
1件当たりの被害金額(万円)	199.7	172.0	328.5

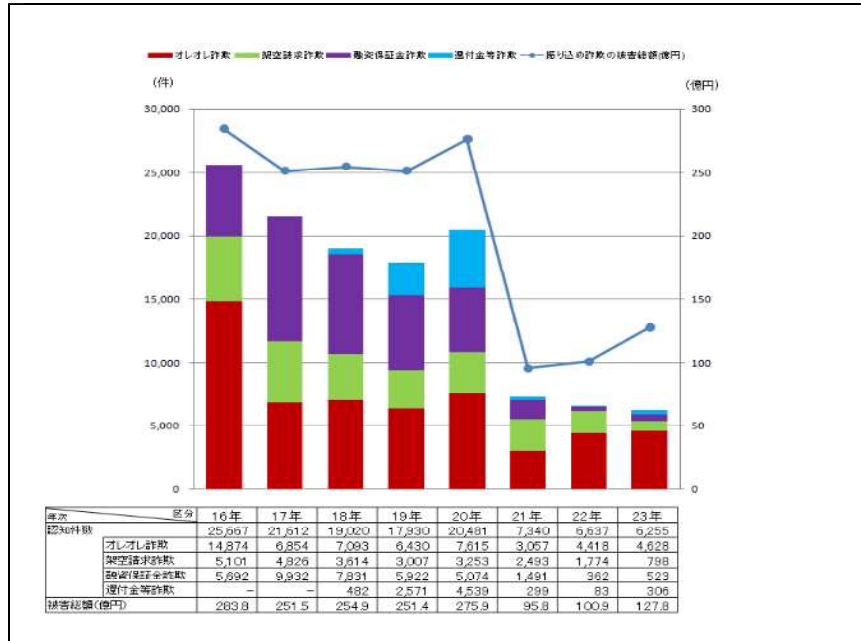
（注）認知件数の括弧内は、全体に占める割合を示す。

（注）認知件数及び1件当たりの被害金額は暫定値である。

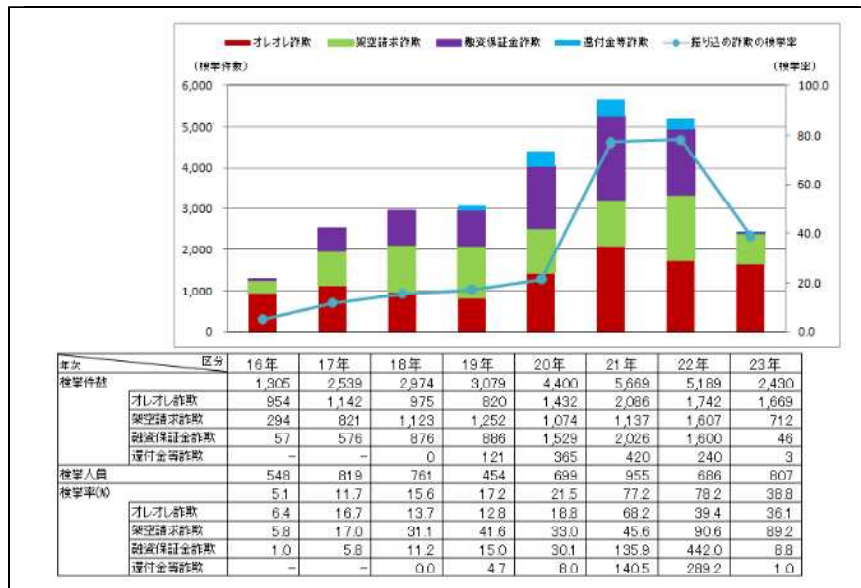
第6 総括

平成20年6月に警察庁に次長を長とする「振り込め詐欺対策室」を設置し、同年7月に警察庁及び法務省においてアクションプランを策定・公表して、振り込め詐欺撲滅に向けた各種対策を強力に推進した結果、16年には認知件数2万5,667件、被害総額283億8,000万円に及んでいた振り込め詐欺の被害が、23年には、認知件数6,255件、被害総額約127億8,000万円と大幅に減少したことから、振り込め詐欺対策の成果は上がったものと評価することができる。

【振り込め詐欺の被害状況（平成16年～23年）】



【振り込め詐欺の検挙状況（平成16年～23年）】



（注）平成23年中の数値は暫定値である。

一方で、振り込め詐欺対策の今後の課題として、大きく3点挙げられる。

第一に、現に犯行を繰り返している犯行グループに対する検挙活動の強化である。

振り込め詐欺の検挙件数及び検挙率は、16年から22年まで増加傾向にあったが、23年の検挙件数及び検挙率は大きく減少した。減少の要因としては、オレオレ詐欺の認知件数が22年に増加に転じたことを踏まえ、23年は、検挙活動の重点を認知件数及び被害額の大きいオレオレ詐欺に指向し

たため、オレオレ詐欺の検挙件数及び検挙率は堅調に推移したものの、架空請求詐欺、融資保証金詐欺及び還付金等詐欺の検挙件数及び検挙率が減少したことが考えられる。

また、これまでの検挙事例からうかがえる振り込め詐欺の犯行グループの構造は、組織の中心である首魁や中核メンバーの下に、被害者に電話をかけてだます「かけ子」、ＡＴＭ等により被害者が振り込んだ現金を引き出す「出し子」、被害者から直接現金やキャッシュカードを受け取る「受け子」がいるほか、グループの周辺には、マンション等の犯行拠点を準備する「代行屋」、携帯電話・口座等の犯行ツールを準備する「道具屋」、だましの電話をかけるための名簿等を準備する闇サイト業者や「名簿屋」等の違法・悪質事業者がいるなど、役割の細分化が進んでいるが（注１・注２）、「出し子」や「受け子」等の現場実行犯と中核メンバー等との人的関係は希薄であることが多く、現場実行犯から犯行グループ中核への突き上げ捜査が困難であるケースが多い。このことも、振り込め詐欺の検挙件数及び検挙率が減少したことの要因の一つと考えられる。

こうしたことから、オレオレ詐欺については、検挙件数等が堅調に推移したとは言え、犯行グループ中核への突き上げ捜査は十分ではなく、さらに、21年、22年と前年と比べて認知件数が減少していた融資保証金詐欺や還付金等詐欺が23年に増加に転じたことから、これらに対する検挙活動についても強化を図る必要がある。

よって、振り込め詐欺の犯行グループ中核への突き上げ捜査を迅速かつ強力に推進するため、これまで以上に捜査の早期段階での合同・共同捜査の促進を図る必要がある。

第二に、増加しているオレオレ詐欺に対する取組である。

オレオレ詐欺は、被害者の約９割が60歳以上の高齢者で、１件当たりの平均被害金額も約200万円と高額であるが、22年から認知件数が増加に転じている。

よって、オレオレ詐欺に対する取締りを強化するとともに、従来から実施してきた金融機関窓口における声掛けやＡＴＭ利用限度額引下げの呼び掛け等の諸対策に加え、高齢者の子や孫世代を通じた被害防止の呼び掛けや留守番電話作戦（注３）等の新たな被害予防活動を推進し、被害の抑止を図っていく必要がある。

第三に、金融商品等取引名下の詐欺等への取組である。

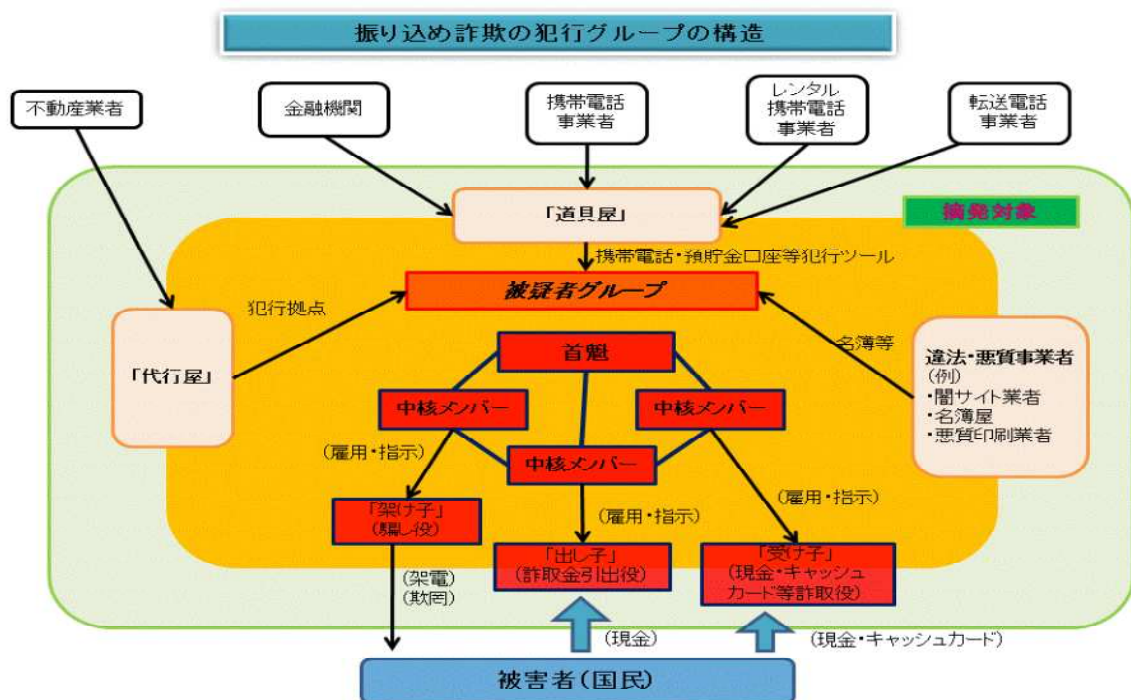
警察や関係機関・団体による被害予防のための広報啓発等の取組により、欺もうの文言や犯行手口に対する国民の抵抗力が高まり、犯行の成功

率が下がると、振り込め詐欺の犯行グループは、犯行の成功率を高めるために、欺もうの文言や犯行手口を次々と変化させてきたものと考えられる。

こうした変遷の中で、振り込め詐欺の犯行グループは、近時、オレオレ詐欺と同様に、非対面型であり、高齢者を主なターゲットとする未公開株・社債等の取引を装う金融商品等取引名下の詐欺にシフトしてきている。この種の詐欺による被害者の約9割が60歳以上の高齢者で、1件当たりの平均被害額も約800万円と極めて高額となっている。

そこで、警察庁では、従来の振り込め詐欺の4類型には当てはまらないものの、未公開株、社債等の有価証券、外国通貨等の取引を装うなどして、振り込め詐欺と同様に主として電話を用いることにより、被害者と対面することなく架空・他人名義の口座に現金を振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺を、従来の振り込め詐欺と併せて「特殊詐欺」と総称することとし、23年4月には捜査第二課「振り込め詐欺対策官」を「特殊詐欺対策室」に改組した。よって、これら振り込め詐欺以外の特殊詐欺事件についても、振り込め詐欺と同様、取締りと被害予防のための広報啓発を一層強化している。

(注1) これまでの検挙事例からうかがえる振り込め詐欺の犯行グループの構造を図で示すと、下図のようになる。



(注2) 無職の男(28)らは、平成23年3月ころ、息子を装って被害者に電話をかけ、「所帯を持っている女性との間に子供ができてしまった。子供は堕ろしてもらったことになったけど、今

日中に示談金が必要なんだ。」などとうそを言い、8回にわたり、現金合計約800万円を振り込ませてだまし取った。24年2月までに、犯行グループのメンバー合計13人を検挙した（警視庁）。

この事例では、検挙した「出し子」は職場の同僚から勧誘されて犯行に加わっており、その同僚についても、暴力団周辺者である知人から勧誘されて「出し子」となっていた。また、この暴力団周辺者は、大学の同窓会名簿を使って、被害者に電話をかけてだます「かけ子」の一員であり、他の「かけ子」についても、暴力団周辺者や素行不良者であった。

さらに、暴走族の少年が携帯電話・口座等の犯行ツールの調達役となっていた。そして、このように役割が細分化されたグループの全体を統括していたのは、暴力団員や暴力団周辺者であることが判明した。

（注3）在宅時でも留守番電話に設定して、振り込め詐欺の犯人と直接会話しないようにすることで、被害を防止する作戦。留守番電話に設定しておく、犯人が自分の声を録音されることを恐れて、すぐに電話を切ることもある。

終わりに

平成20年7月に公表されたアクションプランには、振り込め詐欺を撲滅し、真に安全、安心な社会を取り戻すため、官民を問わず社会を挙げて取り組むべき事項として、「振り込め詐欺の検挙の徹底」、「ATM周辺における対策の徹底」、「匿名の携帯電話と口座の一掃」及び「被害予防活動の徹底」が掲げられており、これらが同時並行して強力に推進されて初めて振り込め詐欺撲滅の途が開かれるという基本的な考え方が示された。

この考え方に基づき、前述のとおり、全国警察が一体となった取締活動及び官民一体となった予防活動を強力に推進してきた結果、一定の成果を上げてきた。

しかしながら、主に高齢者が被害者となるオレオレ詐欺が22年から増加に転じ、加えて、未公開株や社債等の取引を装う詐欺が多発するなど、振り込め詐欺等をめぐる情勢は依然として深刻な状況であり、振り込め詐欺の撲滅という究極的な目標達成には未だ途半ばの状況である。

本評価を踏まえ、振り込め詐欺の撲滅に向けた取締活動及び予防活動に関する施策を関係機関・団体とも連携しながら一層充実させていくこととしたい。